



第91回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年 4月27日(火)午前10時

場所 神戸市東灘区向洋町中二丁目13番地
神戸ベイシェラトン ホテル&タワーズ
シェラトンアネックス4階「オーシャン」

モロゾフ株式会社
証券コード：2217

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第91回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	4
計算書類	18
監査報告	22
株主総会参考書類	25

〈新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ〉

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当日のご来場は極力見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。

なお、**感染リスク軽減のため、今回はお土産の提供を取りやめさせていただきます。**また、会場での商品の展示、販売は行いません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

第91回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応についてご案内いたします。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆株主の皆様へのお願い

- ・株主様の健康と安全を第一に考え、健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会へのご来場を見合わせてくださいますようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調がすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・株主様の議決権は、書面またはインターネットによっても行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。

◆ご来場される株主様へのお願い

- ・会場では、マスクのご着用や会場にご用意いたします消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・感染防止のため、株主総会会場の座席の間隔を広げております。そのため、座席数が減少しており、ご入場を制限させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・会場入口にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良とお見受けした方には、入場をお控えいただくことがありますので、ご了承ください。
- ・開催時間の短縮化を図るため、報告事項や議案の詳細な説明は短縮させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。

◆当社としては次のような対応をさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

- ・お土産の提供および会場での商品の展示、販売は取りやめさせていただくことといたしました。
- ・役員およびスタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・役員およびスタッフは当日検温を行い、体調を十分確認のうえ、参加いたします。
- ・会場内では換気のため出入口の扉を開放させていただく場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.morozoff.co.jp/>）にてお知らせいたします。

(証券コード 2217)
2021年4月9日

株 主 各 位

神戸市東灘区御影本町六丁目11番19号
(本社事務所 神戸市東灘区向洋町西五丁目3番地)

モロゾフ株式会社

取締役社長 山 口 信 二

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご出席は極力お控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2頁および3頁に記載のご案内に従って、2021年4月26日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年4月27日(火曜日) 午前10時

2. 場 所 神戸市東灘区向洋町中二丁目13番地
神戸ベイシェラトン ホテル&タワーズ
シェラトンアネックス4階「オーシャン」

3. 目的事項

報 告 事 項 第91期(2020年2月1日から2021年1月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.morozoff.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知添付書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.morozoff.co.jp/>)に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年4月27日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年4月26日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年4月26日（月曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

XXXXXXXXXX

議決権の数 XX 股

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

見本 氏名 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号・第3号・第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

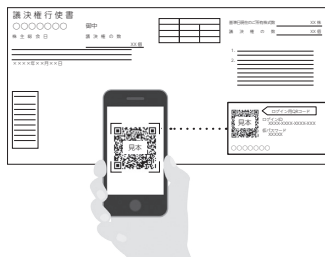
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 事業報告

(2020年2月1日から  
2021年1月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、内外需要が急減し、戦後最悪の落ち込みを経験することとなりました。経済活動が段階的に再開された後は、政府による各種施策の効果もあり緩やかな回復の兆しがみられたものの、感染の再拡大で12月以降は弱含むなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する洋菓子業界におきましても、新型コロナウイルスの感染状況により売上高は大きな影響を受けることとなりました。4月に発出された緊急事態宣言に伴い消費活動は急速に減退し、極めて大きな打撃を受けました。5月下旬に緊急事態宣言が解除されてからは、個人消費は持ち直しに転じたものの、「3密」を避ける消費行動の定着や、繰り返す感染再拡大の影響で、コロナ前の状況には戻ることのない、極めて厳しい状況が続きました。

当社はこのような環境下にあっても、企業スローガン『こころつなが。笑顔かがやく。』のもと、スイーツを通して心豊かな生活をお届けすることを基本姿勢として、安心、安全かつ高品質な商品をお客様に提供させていただくことに注力いたしました。またコロナ禍での対応としては、お客様や従業員に対する感染防止対策を徹底しつつ、雇用維持を図りながらも適切な人員配置に努めるとともに、設備投資や経費の圧縮、売上高の変動に対応した商品物量の適切なコントロールに取り組みました。

売上面につきましては、バレンタイン商戦は概ね堅調に推移いたしましたが、3月からは新型コロナウイルス感染拡大の影響が出始め、4月には緊急事態宣言発出に伴い商業施設の休業や営業時間短縮、不要不急の外出抑制などが実施されたことで、売上高は急激に落ち込みました。活動制限が緩和された6月以降は緩やかな回復傾向となりましたが、前年を下回る状況が続き、また感染の収束と拡大に伴い、売上高も上下することとなりました。1月には緊急事態宣言が再発出されて店頭での販売は落ち込みましたが、ネットや宅配ルートでのバレンタイン商品の販売が堅調に推移したことで、通期の売上高は25,672百万円（前期比13.0%減）となりました。

損益面につきましては、工場の生産高減少に伴い生産性は悪化いたしました。売上の変動を見据えて柔軟に生産計画や人員配置を見直すことで、売上原価率の上昇抑制に努めました。また、雇用を維持しつつも適切に人員をコントロールすることで人件費を抑制し、設備投資や経費の圧縮にも努めた結果、営業利益は751百万円（前期比55.1%減）、経常利益は862百万円（前期比49.5%減）、当期純利益は352百万円（前期比67.9%減）と、大幅な減益となったものの、プラスの利益水準は確保することができました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

〔洋菓子製造販売事業〕

干菓子につきましては、バターにこだわった焼菓子の新ブランド「ガレット オ ブール」の新規出店や催事展開に加え、インターネット販売に注力し売上獲得に努めたものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、焼菓子や土産、ギフト商品などの売上が苦戦し、前事業年度を大幅に下回る売上高となりました。

洋生菓子につきましては、「ロイヤルクリームチーズケーキ」などの好調や期間限定新商品「とろ生チーズケーキ」の発売に加え、厳選した素材を使用した半生菓子ブロードランドのリニューアルなどにより売上向上を図ったものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、カスタードプリンやシーズンプリン、ゼリーなどが減少し、前事業年度を下回る売上高となりました。

その結果、当事業の売上高は24,535百万円（前期比12.0%減）となりました。

〔喫茶・レストラン事業〕

喫茶・レストラン事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う巣ごもり需要の増加に対応すべく、一部店舗において導入したパフェやホットサンドなどのテイクアウトメニューや、前事業年度に新規出店した店舗の売上貢献があったものの、緊急事態宣言時には出店先商業施設の休業や営業時間が短縮となり、宣言解除時も感染予防のための席数制限や外出自粛による来店客数の減少がありました。また加えて一部店舗の退店に伴う売上減少の影響も重なり、売上高は1,137百万円（前期比30.9%減）となりました。

区分別売上高実績

| 区 分         | 金 額       | 構 成 比 | 前 期 比 |
|-------------|-----------|-------|-------|
| 干 菓 子 類     | 18,162百万円 | 70.7% | 87.9% |
| 洋 生 菓 子 類   | 5,691     | 22.2  | 88.8  |
| そ の 他 菓 子 類 | 681       | 2.7   | 83.4  |
| 洋菓子製造販売事業計  | 24,535    | 95.6  | 88.0  |
| 喫茶・レストラン事業計 | 1,137     | 4.4   | 69.1  |
| 合 計         | 25,672    | 100.0 | 87.0  |



(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は総額で583百万円（前期比51.5%減）であります。

その主な内容は、製造設備の取得・更新、店舗の新設および改装、陳列用什器備品の購入など  
であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において特記すべき資金調達は実施しておりません。

(4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                     | 第 88 期<br>2017年度<br>(2017.2.1～<br>2018.1.31) | 第 89 期<br>2018年度<br>(2018.2.1～<br>2019.1.31) | 第 90 期<br>2019年度<br>(2019.2.1～<br>2020.1.31) | 第 91 期<br>2020年度<br>(2020.2.1～<br>2021.1.31) |
|-------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)             | 29,600                                       | 29,547                                       | 29,523                                       | 25,672                                       |
| 経 常 利 益 (百万円)           | 2,472                                        | 2,220                                        | 1,708                                        | 862                                          |
| 当 期 純 利 益 (百万円)         | 1,656                                        | 1,399                                        | 1,095                                        | 352                                          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 463.04                                       | 391.91                                       | 309.61                                       | 100.17                                       |
| 総 資 産 (百万円)             | 23,545                                       | 23,618                                       | 23,678                                       | 24,039                                       |
| 純 資 産 (百万円)             | 15,686                                       | 16,070                                       | 16,591                                       | 16,778                                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | 4,391.15                                     | 4,515.51                                     | 4,718.52                                     | 4,772.41                                     |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

2. 2017年8月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため、第88期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第90期より適用しており、第88期および第89期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。



## (6) 対処すべき課題

当社は現在、中期経営計画「Re morozoff 2022 ～変革～」の『2nd Step』に2021年1月期から3年間で掛けて取り組んでおります。

この期間における当社を取り巻く経営環境は、極めて厳しい状況にあります。売上面におきましては、少子高齢化や人口減少が進む中で、限られたパイを巡って業種・業態を超えた販売競争が一段と激化しており、百貨店などの店舗閉鎖は今後も続くと考えられます。また、中元、歳暮などのフォーマルギフトの縮小に加えて、当社で最も重要なイベントであるバレンタインについても変化の兆しが見られます。これに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための新しい生活様式が続くことにより、景気や雇用所得環境の悪化、個人消費の低迷などの影響が長期間にわたって残ることが想定され、さらに厳しさは増していくと考えております。

また損益面におきまして、売上減少に伴う売上原価率の上昇や、人手不足による人件費や物流コストの増加、工場等の設備の再構築や強化投資に伴う減価償却費の増加なども見込まれます。

『2nd Step』では、新ブランド戦略に加えて、市場および商品・ブランド戦略、生産戦略、人事・組織戦略を迅速に実行に移しつつ変革を続けることで、ブランド価値と企業価値のさらなる向上を図り、売上高は維持しつつも安定した利益水準を確保できる企業体質を目指すこととしております。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響による環境変化を踏まえまして、『2nd Step』の基本的な戦略については変更しないものの、個別の戦術に追加や修正を加えるとともに、最終年度であります2023年1月期の売上高を28,000百万円（当初目標比5.4%減）、営業利益率を4.5%（当初目標比0.5%減）に見直しをいたしました。

中期経営計画の『2nd Step』における経営戦略は次のとおりです。

### ① 新ブランド戦略

首都圏はさらなる成長が見込める国内最大の消費マーケットであると考えており、首都圏を中心ターゲットとした新規ブランドやマーチャンダイジングを開発し、販売を強化してまいります。また、2020年4月に事業を譲り受けた子会社の「株式会社鎌倉ニュージャーマン」につきましては、2020年11月に鎌倉本店を全面リニューアルするとともに、商品力にさらに磨きをかけたうえで、リブランディングを実施いたしました。今後は鎌倉発のブランドとして、神奈川県を中心とした首都圏での販売強化に繋げてまいります。

### ② 市場および商品・ブランド戦略

#### ・委託チャネルのビジネスモデルの強化

既存委託店につきましては、その店舗の規模や状況に応じてリロケーションを図るとともに、都心部の主要店舗につきましては個店別のブランドや商品対応をさらに強化していくことで、

売上高の増強と収益構造の改善を図っていきます。

- ・安定した収益獲得のための納品チャネルの拡大

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けております、駅や空港、サービスエリアなどの土産マーケットや、BtoB販売を中心に扱う特需セグメントにつきましては、新規提案による販路拡大や、新しい得意先へのアプローチにより販売を強化してまいります。また、新しい生活様式の下で増加を続けるインターネット通販につきましても、引き続き強化を図ってまいります。

- ・市場戦略実現に向けた商品開発

VMD（ビジュアルマーチャンダイジング）により委託店の1店舗当たりの売上高の向上と効率的な運営による利益改善を図りながら、そのブランド力と発信力をさらに強化しつつ、各戦略に対応したマーチャンダイジングの展開や商品力の強化に取り組んでまいります。

### ③ 生産戦略

生産性の向上とサステナビリティの実現を目的として、2018年1月期より4年間をかけて「西神工場の焼菓子ライン再構築」を実施してまいりましたが、2021年1月期で完了いたしました。今後も売上高や商品構成の変化に応じて各工場の生産品目の最適化を図りつつ、市場戦略および商品・ブランド戦略に柔軟に対応できるよう、製造ラインの移設や設備の強化を図るとともに、生産性の向上に取り組んでいきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく変化する製造高に対応して、各工場の人件費や経費の最適化を図ってまいります。

### ④ 人事・組織戦略

中長期の人員構成をにらみながら、次世代を担う人材も育成しつつ、「スリムで強い将来組織」を構築してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により変動する売上高への対応として、店舗や工場などのラインの人材は確保しつつ、売上状況に応じて全社の人員や人件費のコントロールを行ってまいります。

今後とも、創立100周年を見据え、さらなるステップアップを目指し、中期経営計画「Remorozoff 2022～変革～」の実現に向け、経営理念『Be Prime, Be Sweet.』のもと、全社一丸で邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (7) 主要な事業内容（2021年1月31日現在）

当社は、チョコレート・キャンディ・焼菓子・洋生菓子等の製造、販売を主な事業とし、その商品は直接販売を基本方針として、主として全国の有名百貨店で販売されております。

また、各地に直営売店、喫茶店舗およびレストラン店舗を設け、厳選した原料を使用し、開発、改善されたすぐれた技術により商品とサービスを提供しております。

## 主な商品内容

| 区 分               | 内 容                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洋菓子製造販売事業<br>干菓子類 | (チョコレート) プレミアムチョコレートセレクション・フェイバリット・りんごのチョコレート・ラウンドプレーン等<br>(キャンディ) ファンシーキャンディ・ココアピーナッツ等<br>(焼菓子) ファヤージュ・アルカディア・オデット等<br>(デザート) ファンシーデザート・凍らせてシャーベット・フルーツオブフルーツ・白いチーズケーキ等<br>(詰合せ) ハッピーパーティ・ロイヤルタイム・サマーイング・サマーロイヤルタイム等 |
| 洋生菓子類             | (チルドデザート) カスタードプリン・季節のプリン・季節のゼリー・カフェデザート等<br>(ケーキ) チーズケーキ・チョコレートケーキ・ミニケーキ等<br>(半生菓子) ブロードランド・アーモンドケーキ等                                                                                                                |
| その他菓子類            | 焼きたてクッキー・グラスオショコラ等                                                                                                                                                                                                    |
| 喫茶・レストラン事業        | コーヒー・紅茶・ジュース・ケーキ・料理等                                                                                                                                                                                                  |

## (8) 主要な営業所および工場（2021年1月31日現在）

## ① 営業所

本社（神戸）御影オフィス併設、六甲アイランドオフィス（神戸）、関西支店（神戸）、東京支店、名古屋支店、福岡支店、北海道営業所（札幌）、仙台営業所

## ② 工場

西神工場（神戸）、六甲アイランド工場（神戸）、船橋工場、福岡工場、札幌工場

なお、本社は登記上の本社であり、御影オフィスとして活用しております。

(9) 従業員の状況 (2021年1月31日現在)

| 従業員数 (前期末比増減) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|-------|--------|
| 644名 (12名増)   | 44.2歳 | 14.4年  |

(注) 上記従業員の他、臨時従業員がありますが、その最近1年間における平均雇用人員は、1,103名であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年1月31日現在)

| 借入先         | 借入額    |
|-------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行   | 800百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 220    |
| 株式会社みなと銀行   | 220    |

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,669,226株
- (3) 株主数 9,335名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                               | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|-------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）             | 216千株 | 6.2%    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                   | 158   | 4.5%    |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社           | 107   | 3.1%    |
| 山 陽 電 気 鉄 道 株 式 会 社                 | 106   | 3.0%    |
| あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社 | 88    | 2.5%    |
| 株 式 会 社 み な と 銀 行                   | 88    | 2.5%    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ） | 75    | 2.1%    |
| モ ロ ゾ フ 従 業 員 持 株 会                 | 73    | 2.1%    |
| 則 岡 迪 子                             | 63    | 1.8%    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                 | 60    | 1.7%    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を153,497株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2021年1月31日現在）

| 地 位            | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                      |
|----------------|---------|----------------------------------------------------|
| 取締役社長(代表取締役)   | 山 口 信 二 | 日本チョコレート工業協同組合理事長                                  |
| 取締役副社長(代表取締役)  | 山 岡 祥 記 | 経営統括本部長                                            |
| 取 締 役          | 竹 原 誠   | マーケティング本部長                                         |
| 取 締 役          | 上 村 裕 司 | 営業本部長                                              |
| 取 締 役          | 高 田 耕 治 | 生産本部長                                              |
| 取 締 役          | 南 部 真知子 | (株)神戸フルーザー会長<br>本州四国連絡高速道路(株)社外監査役<br>三共生興(株)社外取締役 |
| 取 締 役(常勤監査等委員) | 前 田 正 志 |                                                    |
| 取 締 役(監査等委員)   | 藤 原 良 弘 |                                                    |
| 取 締 役(監査等委員)   | 渡 邊 純 子 | 京都大学大学院経済研究科教授                                     |

- (注) 1. 取締役南部真知子氏ならびに取締役（監査等委員）藤原良弘氏および渡邊純子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）前田正志氏は、長年にわたる当社の経理部門における経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、前田正志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役南部真知子氏ならびに取締役（監査等委員）藤原良弘氏および渡邊純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

### (2) 取締役の報酬等の総額

| 区 分                              | 支 給 人 員   | 支 給 額         |
|----------------------------------|-----------|---------------|
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役)       | 7名<br>(1) | 128百万円<br>(4) |
| 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )<br>(うち社外取締役) | 4<br>(3)  | 26<br>(9)     |
| 合 計<br>(うち社外取締役)                 | 11<br>(4) | 154<br>(14)   |

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役を含んでおります。
2. 2016年4月26日開催の第86回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役南部真知子氏は、(株)神戸クルーザー会長、本州四国連絡高速道路(株)社外監査役および三共生興(株)社外取締役であります。(株)神戸クルーザー、本州四国連絡高速道路(株)および三共生興(株)は、当社と特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）渡邊純子氏は、京都大学大学院経済研究科教授であります。京都大学は、当社と特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名       | 活 動 状 況                                                                                                         |
|------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役            | 南 部 真 知 子 | 当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に関する有用な助言・提言を適宜行っております。                                   |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 藤 原 良 弘   | 当事業年度に開催された取締役会11回および監査等委員会11回すべてに出席し、会社業務における豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 渡 邊 純 子   | 就任後に開催された取締役会9回および監査等委員会9回すべてに出席し、経済関連の高度な専門知識と高い見識に基づき、取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。      |

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役南部真知子氏および各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容および当事業年度の運用状況の概要は次のとおりであります。

### 1. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役、従業員の職務執行の行動規範として、「行動指針」「企業倫理ガイドライン」を定め、周知を図る。
  - ② 社外取締役を置き、取締役の職務執行に対する監督機能を強化する。
  - ③ 法令、社内規定等の違反を報告するために通報者の保護を徹底した窓口を社内外に設け、違反等の早期発見に努める。
  - ④ 弁護士や警察と連携し、反社会的勢力との関係排除に努める。
  - ⑤ 内部監査部門を設け、監査等委員会と連携して内部監査を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 社内規定を定め、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
  - ② 情報管理に関する規定を定め、情報セキュリティを適切に管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理に関する規定を定め、当社および子会社のリスクを網羅的・総括的に掌握し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るために、取締役会直轄のリスクマネジメント委員会を設置し、リスクの特性に応じ適切に対応する。
  - ② 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態を想定して「危機管理マニュアル」を定め、緊急事態に迅速に対応するとともに、その予防策を講じるよう努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 「組織および職務分掌規定」「職務権限規定」において、適正な業務組織と分掌事項、各職位の責任・権限を定め、効率的な業務執行を行う。
  - ② 中期経営計画および各年度予算を策定し、これを軸とした計画・実行・評価のマネジメントサイクルを確立する。

- ③ 全社的な情報システム基盤を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。
- (5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「コンプライアンス規定」を定め、当社および子会社のコンプライアンス体制の維持・向上を図る。また、当社内部通報窓口へは、子会社使用人等からの通報も可能とする。
  - ② 「子会社管理規定」および子会社の「職務権限規定」を設け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、子会社の業務運営における重要な事項が当社に報告される体制を整備する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置かないが、監査等委員会から要請がある場合には、内部監査部門が補助することとし、その要請された業務については取締役（監査等委員である取締役を除く。）から指揮命令を受けないことを、必要な規定に定める。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、従業員は、定款・法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告するよう、またその報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを規定に定める。
  - ② 監査等委員会は内部監査部門と内部監査の結果等について適宜情報交換を行う。
  - ③ 監査等委員に取締役会以外の会議で実質的に経営の重要事項が審議される会議について出席する権限が与えられる等重要な情報を把握できる措置を採る。
  - ④ 内部通報窓口への通報内容は、監査等委員会に報告する。
  - ⑤ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

- ① 取締役会を11回開催し、法令等に定められた事項や経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。
- ② 監査等委員会を11回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行の適法性および妥当性について監査、監督しました。
- ③ 経営管理会議を6回開催し、中期経営計画および各年度予算の執行状況を評価しました。
- ④ リスクマネジメント委員会を2回開催し、網羅的に掌握した当社全体のリスクに対する管理状況および次年度の活動方針について確認しています。また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態を想定して「危機管理マニュアル」を定め、緊急事態に迅速に対応するとともにその予防策を講じるように努めています。
- ⑤ 内部統制会議を開催し、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況を評価しました。
- ⑥ 監査等委員会と内部監査部門との情報交換会を6回開催し、内部監査の結果等について適宜情報交換を行っています。
- ⑦ 法令、社内規定等の違反を報告するための通報窓口を社内および社外に設け、通報者の保護を徹底するとともに違反等の早期発見と是正に努めています。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2021年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,004,482	流動負債	6,606,392
現金及び預金	3,417,188	電子記録債権	1,751,226
売掛金	5,671,457	買掛金	926,631
製成品	2,051,132	短期借入金	1,850,000
原材料	272,514	未払事業税金	48,830
仕掛品	325,788	未払法人税等	28,038
貯蔵品	100,767	未払消費税等	283,561
短期貸付金	100,240	未払費用	331,240
未収入金	15,126	預り金	989,193
未払費用	35,689	賞与引当金	167,123
未仮倒引当金	4,441	資産除去債務	224,210
倒引当金	32,797	固定負債	6,336
	△22,660		654,607
固定資産	12,035,024	繰延税金負債	247,428
有形固定資産	7,645,962	繰延税金負債	202,735
建物	2,537,767	繰延税金負債	7,200
構築物	59,459	退職給付引当金	74,677
機械装置	1,410,128	環境対策引当金	2,085
車両運搬具	2,700	資産除去債務	101,850
工具器具備品	401,566	その他の固定負債	18,629
土地	3,234,338		
無形固定資産	120,020	負債合計	7,261,000
電話加入権	33,505	純資産の部	
その他の権利	814	株主資本	16,046,903
ソフトウェア	85,700	資本金	3,737,467
投資その他の資産	4,269,041	資本剰余金	3,921,919
投資有価証券	1,626,061	資本準備金	3,918,352
関係会社株	514,729	その他の資本剰余金	3,567
出資会社	82,191	利益剰余金	9,052,595
長期貸付金	424	利益準備金	614,883
関係会社長期貸付金	500,000	その他の利益剰余金	8,437,711
破産更生債権	4,044	固定資産圧縮積立金	156,611
保証預け金	266,976	別途積立金	2,300,000
敷金	302,192	繰越利益剰余金	5,981,100
生命保険料積立金	135,940	自己株式	△665,080
長期前払費用	24,478	評価・換算差額等	731,604
前払年金費用	810,392	その他有価証券評価差額金	441,465
その他の投資等	6,850	土地再評価差額金	290,138
貸倒引当金	△5,240	純資産合計	16,778,507
資産合計	24,039,507	負債及び純資産合計	24,039,507

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 2 月 1 日から
2021年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売上高	売上原価				25,672,838
当期首製品製造仕入	当期首製品製造仕入			2,356,135	
他社製品製造仕入	他社製品製造仕入			12,698,363	
勘定受入	勘定受入			648,943	
計	計			16,751	
他勘定振替	他勘定振替			15,720,193	
期末製品棚卸	期末製品棚卸			116,450	
計	計			2,051,132	
売上総利益	売上総利益			2,167,583	13,552,610
営業外収益	営業外収益				12,120,228
受取配当金	受取配当金				11,368,894
雑収入	雑収入				751,333
営業外費用	営業外費用			5,044	
支払損	支払損			30,825	
経常利益	経常利益			110,509	146,379
特別利益	特別利益				
雇用調整助成金	雇用調整助成金			28,359	
固定資産売却損	固定資産売却損			7,309	35,669
投資有価証券売却損	投資有価証券売却損				862,044
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損			146,475	146,475
減損	減損			26,805	
従業員休業補償等	従業員休業補償等			10,009	
引当金	引当金			19,323	
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税			152,531	
法人税等調整額	法人税等調整額			139,085	347,755
当期純利益	当期純利益				660,764
				260,002	
				48,578	308,580
					352,183

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2020年 2 月 1 日から)
(2021年 1 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計
2020年 2 月 1 日 残 高	3,737,467	3,918,352	3,567	3,921,919	614,883	8,261,335	8,876,219
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
自 己 株 式 の 取 得							
剰 余 金 の 配 当						△175,807	△175,807
当 期 純 利 益						352,183	352,183
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	176,376	176,376
2021年 1 月 3 1 日 残 高	3,737,467	3,918,352	3,567	3,921,919	614,883	8,437,711	9,052,595

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年 2 月 1 日 残 高	△662,718	15,872,888	375,974	342,153	718,128	16,591,016
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
自 己 株 式 の 取 得	△2,361	△2,361				△2,361
剰 余 金 の 配 当		△175,807				△175,807
当 期 純 利 益		352,183				352,183
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			65,490	△52,014	13,476	13,476
事業年度中の変動額合計	△2,361	174,014	65,490	△52,014	13,476	187,490
2021年 1 月 3 1 日 残 高	△665,080	16,046,903	441,465	290,138	731,604	16,778,507

(注) その他利益剰余金の内訳

	その他利益剰余金			
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
2020年2月1日残高	156,611	2,300,000	5,804,724	8,261,335
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△175,807	△175,807
当期純利益			352,183	352,183
事業年度中の変動額合計	－	－	176,376	176,376
2021年1月31日残高	156,611	2,300,000	5,981,100	8,437,711

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年3月16日

モロゾフ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 朝 喜 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 哲 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モロゾフ株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年3月18日

モロゾフ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	前 田 正 志 ㊞
監査等委員	藤 原 良 弘 ㊞
監査等委員	渡 邊 純 子 ㊞

(注) 監査等委員藤原良弘および監査等委員渡邊純子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、今後とも収益力の向上と経営基盤の強化に努めるとともに、利益配分につきましては業績の見通し、配当性向、内部留保の水準などを総合的に判断しながら、安定的な配当を維持継続していくことを基本方針としております。また、内部留保につきましては、生産設備、販売設備投資など企業体質強化に活用し、長期安定的に株主の皆様のご期待に沿うよう努力してまいります。

このような方針のもと、第91期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき60円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、210,943,740円となります。

なお、中間配当金は見送らせていただきましたので、当期の年間配当金は1株につき60円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年4月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やまぐち しんじ 山口 信二 (1959年3月1日生) 再任	1981年4月 当社入社 2005年4月 当社営業本部福岡支店長 2007年4月 当社マーケティングセンター副センター長 2008年4月 当社マーケティングセンター長 2009年4月 当社取締役マーケティングセンター長兼商品企画グループ長 2011年4月 当社取締役マーケティングセンター長 2011年4月 当社代表取締役社長マーケティングセンター長 2013年4月 当社代表取締役社長営業本部長 2016年4月 当社代表取締役社長（現任） 2018年5月 日本チョコレート工業協同組合理事長（現任） (重要な兼職の状況) 日本チョコレート工業協同組合理事長	4,600株
【取締役候補者とした理由】 当社の営業部門およびマーケティング部門における豊富な経験と実績に加え、当社の代表取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。			
2	やまおか よしのり 山岡 祥記 (1957年4月2日生) 再任	1980年4月 (株)第一勧業銀行（現(株)みずほ銀行）入行 2005年12月 同行船場支店長 2007年7月 同行船場支店船場法人部部長 2008年4月 当社監査役（常勤） 2009年4月 当社常務取締役経理グループ長 2010年4月 当社常務取締役経営統括本部副本部長兼経営企画グループ長兼経理グループ長 2011年4月 当社常務取締役経営統括本部副本部長兼経営企画グループ長 2013年4月 当社常務取締役経営統括本部副本部長兼経営企画部長 2016年4月 当社常務取締役経営統括本部長 2016年4月 当社専務取締役経営統括本部長 2020年4月 当社代表取締役副社長経営統括本部長（現任）	3,400株
【取締役候補者とした理由】 銀行における豊富な経験と実績に加え、当社の常勤監査役および取締役としての経験から幅広い知見と能力を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たけはら まこと 竹原 誠 (1958年9月21日生) 再任	1981年 4 月 当社入社 2009年 4 月 当社営業本部福岡支店長 2011年 4 月 当社営業本部東京支店長 2013年 4 月 当社マーケティングセンター長 2013年 4 月 当社取締役マーケティングセンター長 2014年 4 月 当社取締役マーケティングセンター長兼商品企画部長 2015年 4 月 当社取締役マーケティング本部長（現任）	3,700株
【取締役候補者とした理由】 当社の営業部門およびマーケティング部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	うえむら ひろし 上村 裕司 (1959年11月12日生) 再任	1982年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社営業本部名古屋支店長 2012年 4 月 当社営業本部関西支店長兼市場開発部長 2015年 4 月 当社営業本部副本部長兼関西支店長兼フードビジネス部長 2016年 4 月 当社執行役員営業本部長 2016年 4 月 当社取締役営業本部長（現任）	1,100株
【取締役候補者とした理由】 当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	たかた こうじ 高田 耕治 (1965年5月21日生) 再任	1989年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社生産本部六甲アイランド工場長 2013年 4 月 当社生産本部西神工場長 2016年 4 月 当社執行役員生産本部副本部長兼西神工場長 2020年 4 月 当社執行役員生産本部副本部長 2020年 4 月 当社取締役生産本部長（現任）	500株
【取締役候補者とした理由】 当社の生産部門における豊富な経験と実績を有し、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
6	なんぶ まちこ (南部 真知子) (1952年9月27日生) 再任 社外 独立	1975年 4 月 兵庫県庁入庁 1984年 5 月 同庁退職 1996年 4 月 (株)神戸ハーバーサーカス入社 1998年10月 同社取締役 1999年 8 月 (株)パソナクルーザー (現(株)神戸クルーザー) 取締役 (株)コンチェルト取締役 2002年 4 月 (株)神戸クルーザー取締役副社長 (株)コンチェルト取締役副社長 2006年 4 月 (株)神戸クルーザー代表取締役社長 (株)コンチェルト代表取締役社長 2014年 4 月 (株)神戸クルーザー会長 (現任) 2014年 6 月 本州四国連絡高速道路(株)社外監査役 (現任) 2015年 4 月 当社社外取締役 (現任) 2020年 6 月 三共生興(株)社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)神戸クルーザー会長 本州四国連絡高速道路(株)社外監査役 三共生興(株)社外取締役	—
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 会社経営者としての豊富な経験、高い見識に基づき、当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただいております。引き続き社外取締役候補者いたしました。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待しております。			

- (注) 1. 山口信二氏は、日本チョコレート工業協同組合理事長を兼務しており、当社は同組合との間に原料チョコレートの取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 南部真知子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 南部真知子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社と南部真知子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、南部真知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。

6. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の委縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案でお諮りする取締役候補者は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の実質的な負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役前田正志氏は辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株数
ふじもと よしひさ 藤 本 義 久 (1961年1月18日生) 新任	1983年4月 当社入社 2011年4月 当社営業本部関西支店管理グループ長 2014年4月 当社経営統括本部人事総務部長 2016年4月 当社執行役員経営統括本部副本部長兼人事総務部長 2021年4月 当社執行役員経営統括本部副本部長（現任）	300株
【取締役候補者とした理由】 当社の管理部門および営業部門における豊富な経験と実績により、高い見識と能力を有しており、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考え、新たに監査等委員である取締役候補者いたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 藤本義久氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の委縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案でお諮りする取締役候補者は、選任後被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の実質的な負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も含め、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年4月26日開催の第86回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案にかかる対象取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬等の額および割当てる譲渡制限付株式の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 報酬の概要

- ① 対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬等の額ならびに割当てる譲渡制限付株式の数の上限

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内、譲渡制限付株式の付与のために発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年9,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

② 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。なお、その1株当たりの払込金額は当該普通株式の発行または処分にかかる各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本議案に基づく当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、対象取締役が当該現物出資に同意していることおよび当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。

(2) 本割当契約の内容の概要

① 譲渡制限の内容および譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)の割当日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

② 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記①に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

③ 無償取得事由

対象取締役が役務提供期間満了前に上記①に定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

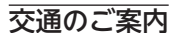
(3) 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本議案における報酬等の額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件等の具体的な内容は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、監査等委員会より、本議案にかかる報酬等について、その内容は相当であるとの意見表明を受けております。

以 上

会場 神戸市東灘区向洋町中二丁目13番地
神戸ベイシエラトン ホテル&タワーズ
シエラトンアネックス4階「オーシャン」
電話番号 078-857-7000 (代表)



- なお、株主総会用の駐車場は確保しておりませんので、悪しからずご了承くださいますようお願い申し上げます。